

令和4年3月定例会

令和4年3月3日（木曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 岡田桂司議員 | 2番 齋藤隆議員 | 3番 榎正義議員 |
| 4番 佐藤修二議員 | 5番 吉田芳美議員 | 6番 東海林信弘議員 |
| 7番 阿部恭平議員 | 8番 松田收作議員 | 9番 丹野貞子議員 |
| 10番 木村章一議員 | 11番 石垣光洋議員 | 12番 細矢誓子議員 |
| 13番 漆山光春議員 | | |

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長
嶋田 愛 総括主任

齋藤 淳 議事係 長

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
板坂憲助 教 育 長
真木吉雄 監 査 委 員
真木秀章 総務課主幹
宇野 勝 まちづくり推進課長
堀米清也 健康福祉課長
佐藤晃一 商工観光課長
今部憲治 上下水道課長
鈴木淳子 学校教育課長

河内耕治 副 町 長
堀米 武 農業委員会会長
後藤 浩 防災・危機管理監兼
総務課 長
牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長
矢作 勲 税務町民課長
増川 仁 農林振興課長併
農業委員会事務局長
須藤俊一 都市整備課長
岸 康彦 会計管理者兼
会 計 課 長
秋場弘昭 生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和4年3月3日（木） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 東根市外二市一町共立衛生処理組合議会報告
 - (3) 河北町ほか2市広域斎場事務組合議会報告
 - (4) 町長報告

日程第4 議案の上程

- 議第 4号 令和3年度河北町一般会計第13回補正予算の専決処分について
- 議第 5号 令和3年度河北町一般会計第14回補正予算について
- 議第 6号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算について
- 議第 7号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算について
- 議第 8号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について
- 議第 9号 令和3年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 議第10号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について
- 議第11号 令和4年度河北町一般会計予算について
- 議第12号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計予算について
- 議第13号 令和4年度河北町西里財産区特別会計予算について
- 議第14号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議第15号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計予算について
- 議第16号 令和4年度河北町介護保険特別会計予算について
- 議第17号 令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第18号 令和4年度河北町水道事業会計予算について
- 議第19号 河北町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 議第20号 西村山広域行政事務組合と河北町との事務委託に関する規約の廃止について
- 議第21号 河北町行政不服審査会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第22号 河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第23号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 2 5 号 河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 消防団員の出動報酬の創設に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第 2 7 号 旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の締結について
- 議第 2 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議員発議第 1 号 河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について
- 議員発議第 2 号 町長の専決処分事項の指定について
- 日程第 5 施政方針表明及び提案理由の説明
- 日程第 6 議案の審議、採決
- 議第 4 号 令和 3 年度河北町一般会計第 1 3 回補正予算の専決処分について
- 議第 5 号 令和 3 年度河北町一般会計第 1 4 回補正予算について
- 議第 6 号 令和 3 年度河北町国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について
- 議第 7 号 令和 3 年度河北町農業集落排水事業特別会計第 1 回補正予算について
- 議第 8 号 令和 3 年度河北町公共下水道事業特別会計第 3 回補正予算について
- 議第 9 号 令和 3 年度河北町介護保険特別会計第 3 回補正予算について
- 議第 1 0 号 令和 3 年度河北町後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について
- 議第 2 7 号 旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の締結について
- 議第 2 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号のとおり

◎ 開 議

午前 9 時

○漆山光春議長 本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。定足数に達しておりますので、令和 4 年 3 月河北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規

定により、議長から指名します。

5 番 吉 田 芳 美 議員

7 番 阿 部 恭 平 議員

の両名を指名します。

○漆山光春議長 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る 2 月 24 日に議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、お手元に配付しております会期日程のとおり決定しております。本定例会の会期を議会運営委員会決定のとおり、本日から 3 月 15 日までの 13 日間と決定するに異議ありません。

んか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月
 15日までの13日間と決定いたしました。

令和4年3月河北町議会定例会会期日程(議運決定)

| 月 日 | 本 会 議 | 委 員 会 | 摘 要 |
|-------------|--|-------|---|
| 3月3日 (木) | 午前9時開会、開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸報告 (1) 議長報告 (2) 組合議会報告 (3) 町長報告 4 議案の上程 5 施政方針表明及び提案理由の説明 6 議案の審議、採決 <div style="text-align: right;">散 会</div> | | 議 案 件 数 予算 15件 条例 8件 その他 4件 計 27件 |
| 3月4日 (金) | 休 会 | | 議案調査 |
| 3月5日 (土) | 休 会 | | |
| 3月6日 (日) | 休 会 | | |
| 3月7日 (月) | 休 会 | | 議案調査 |
| 3月8日 (火) | 休 会 | | 議案調査 |
| 3月9日 (水) | 午前9時開議 1 一般質問 <div style="text-align: right;">散 会</div> | | |

| | | | |
|--------------|--|---|--|
| 3月10日 (木) | 午前9時開議 1 一般質問 2 議案の審議、採決 3 予算審査特別委員会の設置構成 及び予算議案の特別委員会付託 休 会 | 予算審査特別委員会 本会議休会後開会、開議 1 委員長の互選 2 会議録署名委員の指名 3 副委員長の互選 4 付託案件の審査、採決 | |
| 3月11日 (金) | 休 会 | 予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決 | |
| 3月12日 (土) | 休 会 | | |
| 3月13日 (日) | 休 会 | | |
| 3月14日 (月) | 休 会 | 予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決 | |
| 3月15日 (火) | 休 会 予算審査特別委員会閉会後開議 1 議案の審議、採決 2 議員の派遣 3 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可 4 閉会中の議会運営に関する事項及び議長 の諮問に関する調査の許可 閉 会 | 予算審査特別委員会 1 付託案件の審査、採決 閉 会 | |

○漆山光春議長 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長から報告します。

- 1 1月分例月出納検査報告書について
- 2 山形県町村議会議長会定期総会決議事項について
- 3 第51回河北町公民館大会の大会決議文の提出について
- 4 沖縄戦跡国定公園を聖域としその地域から土砂を採掘し埋め立てに使う計画の中止を国に要請する意見書の提出を求める陳情

以上4件について、資料により報告します。

続いて、組合議会の報告を行います。

最初に、東根市外二市一町共立衛生処理組合議会の報告を求めます。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

令和4年東根市外二市一町共立衛生処理組合議会第1回定例会についてご報告を申し上げます。

本定例会は、令和4年2月16日午後3時45

分より東根市議会議場で開催されました。提案されました議案は4件で、その概要について申し上げます。

初めに、議第1号東根市外二市一町共立衛生処理組合行政不服審査法に基づく手数料条例の設定について申し上げます。

この条例改正は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を県に委託することに伴い、手数料に関する事項を定めるため、条例の設定を行うものであります。

次に、議第2号東根市外二市一町共立衛生処理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、会計年度任用職員の報酬支払方法の一部見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第3号東根市外二市一町共立衛生処理組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について申し上げます。

この規約の制定は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を委託するため、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、規約の制定を行うものであります。

次に、議第4号令和4年度東根市外二市一町共立衛生処理組合会計予算について申し上げます。

令和4年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,610万5,000円とし、前年度当初予算と比較して9億9,713万円の減額となるものであります。

それでは、歳入の概要について申し上げます。

1款分担金及び負担金については、11億793万4,000円で前年度当初予算との比較では739万円の減となり、この内訳として償還交付税が9,536万8,000円、組合市町負担金が10億1,256万6,000円で、そのうち河北町の負担金は1億3,508万8,000円となり、前年度当初予算との比較では796万2,000円の減となるものです。

2款使用料及び手数料については、7億6,490万5,000円で前年度当初予算との比較では1,800万円の増となり、その内訳として、し尿、ごみ等の処理手数料が1,000万円の増、証紙収入が800万円の増となるものです。

3款国庫支出金については、43万2,000円で前年度当初予算との同額であります。

4款財産収入については、3,075万9,000円で前年度当初予算との比較では481万2,000円の増であります。

5款繰入金については、4,360万円を施設整備基金から繰り入れるものであります。

6款繰越金については、3,000万円で前年度当初予算と同額であります。

7款諸収入については、827万5,000円で前年度当初予算との比較では76万8,000円の増となるものです。

8款組合債については、ごみ焼却処理施設延命化工事及び粗大ごみ処理施設延命化工事の工事費の減から前年度比87.8%の減の1億3,020万円を借り入れるものであります。

次に、歳出の概要について申し上げます。

1款議会費については、247万6,000円で前年度当初予算との比較では107万8,000円の増、2款総務費については、3億7,845万円で前年度当初予算との比較では3,210万円の減であります。

3款事業費については、14億5,331万7,000円で前年度当初予算との比較では10億1,190万8,000円の減となり、その主な内容として

は、し尿収集車及び油圧ショベルの各1台の更新費用などであります。全体としては、ごみ焼却処理施設長寿命化工事及び粗大ごみ処理施設長寿命化工事等の減額により前年度比41.0%の減となるものであります。

4款公債費については、2億7,586万2,000円で前年度当初予算より1,691万円の増、5款予備費については、600万円で前年度当初と同額を計上しております。

以上、提案されました4議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げ、令和4年東根市外二市一町共立衛生処理組合議会第1回定例会の報告を終わります。

○漆山光春議長 次に、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会の報告を求めます。

「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 令和4年2月河北町ほか2市広域斎場事務組合議会定例会についてご報告申し上げます。

本定例会は、令和4年2月24日午後4時から河北町議会議場で開催されました。提案されました議案は3件で、その概要について申し上げます。

初めに、議第1号令和3年度河北町ほか2市広域斎場事務組合会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、予算の組替えを行うものであり、既定の歳入歳出予算総額は変更ありません。

それでは、歳出について申し上げます。

1款議会費を3,000円減額し、2款総務費を3,000円増額するとともに、2款総務費17節備品購入費を35万円減額し、10節需用費を35万円増額するものであります。

次に、議第2号令和4年度河北町ほか2市広域斎場事務組合会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,986万1,000円で、前年度当初予算と比較しますと357万3,000円の増額となるものであります。

それでは、歳入の主な概要について申し上げます。

1款負担金については、歳出予算額を基に関係市町負担金として6,464万円で、前年度当初予算との比較では347万4,000円の増額になっております。そのうち河北町の負担金は1,439万3,000円で、前年度当初予算との比較では84万9,000円の増となっております。

2款使用料については10万1,000円、3款繰越金については400万円、4款諸収入については預金利子及び雑入として112万円であります。

次に、歳出の主な概要について申し上げます。

1款議会費については、組合議会経費として35万7,000円、2款総務費については6,648万4,000円で、前年度当初予算との比較では359万7,000円の増となり、その内訳としては、一般管理費が41万1,000円の減、施設管理費が400万8,000円の増となるものです。

3款公債費については、2万円です。

4款予備費については300万円で、前年度当初予算との同額を計上しております。

次に、議第3号河北町ほか2市広域斎場事務組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について申し上げます。

河北町ほか2市広域斎場事務組合行政不服審査会を設置しておりますが、事務の合理化を図るため、同審査会の事務を山形県に委託するものであります。

以上、提案されました3議案は原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げ、河北町ほか2市広域斎場事務組合議会の報告を

終わります。

○漆山光春議長 以上で組合議会の報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

町長から本定例会において報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和4年3月河北町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして報告すべき事項がございますので申し上げます。

下水道舗装復旧工事（その3）請負契約の締結につきましては、お手元に配付のしております書面をもって報告させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○漆山光春議長 以上で町長報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

○漆山光春議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第 4号 令和3年度河北町一般会計第13回補正予算の専決処分について

議第 5号 令和3年度河北町一般会計第14回補正予算について

議第 6号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算について

議第 7号 令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算について

議第 8号 令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について

議第 9号 令和3年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について

て

議第10号 令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

議第11号 令和4年度河北町一般会計予算について

議第12号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計予算について

議第13号 令和4年度河北町西里財産区特別会計予算について

議第14号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について

議第15号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計予算について

議第16号 令和4年度河北町介護保険特別会計予算について

議第17号 令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について

議第18号 令和4年度河北町水道事業会計予算について

議第19号 河北町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

議第20号 西村山広域行政事務組合と河北町との事務委託に関する規約の廃止について

議第21号 河北町行政不服審査会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第22号 河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第23号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

議第24号 河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 消防団員の出動報酬の創設に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第27号 旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の締結について

議第28号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議員発議第1号 河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

議員発議第2号 町長の専決処分事項の指定について

以上27議案を一括上程します。

○漆山光春議長 日程第5、施政方針表明及び提案理由の説明を行います。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日ここに、令和4年3月河北町議会定例会を開会し、令和4年度一般会計及び特別会計予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成31年2月の町長就任以来、3年1か月が経過いたしました。加速化する人口減少問題を直視し、この間一貫してまちづくりの基本を「動く つながる 夢叶う」として、「子どもに夢を」「若者に自信を」「みんなに元気を」との思いを込め、「ゲートウェイタウン構想」「やる気で稼ぐ人づくり、仕事おこし」、そして「互助共助の住みよい

まちづくり」の3本を柱として町政運営に取り組んでまいりました。人口減少が加速する厳しい現実に加え、新型コロナウイルスによる感染症の発生・拡大に直面し、いまだ収束が見えないことに対する言い知れない不安と社会経済活動の停滞の長期化が続き、また令和2年7月、これまで経験したことがない豪雨災害に見舞われるなど、大きな苦難に直面しましたが、議員各位そして町民の皆様のご理解、ご協力、ご尽力をいただきながら、町政運営に全力を傾注してまいりました。心から感謝を申し上げます。

初めに、冒頭に申し上げました3本の柱の就任以来の成果について申し述べさせていただきます。

まず、高速交通網と近い本町の立地を生かして、人・企業を呼び込む「ゲートウェイタウン構想」では、町民各層の参画をいただきながら道の駅再生プロジェクトを立ち上げ、道の駅本来の機能に加え、農商工観光連携による産業の活性化と新規就農者の獲得につながる新たな挑戦の場、情報発信の場として位置づけ、令和5年4月のグランドオープンに向けた整備・改修に着手することといたしました。また、花ノ木工業団地などへの企業立地を促進し、雇用の増加、町内経済の拡大に資することができました。

仕事おこしを支援し、産業振興を図る「やる気で稼ぐ人づくり、仕事おこし」では、農商工観光連携による「かほく創生」に向け、その牽引役として期待される地域商社設立への支援を行うとともに、農商工観光推進ネットワーク会議を立ち上げ、イタリア野菜など、これまで培ってきた戦略的販路拡大やブランディングを起点とした取組を加速することとしております。また、ふるさとづくり寄附金については、全国から多くのご寄附をいただき、町内産業の活性化、交流人口の増につな

げてまいりました。

オールかほくの子育て支援、町民に寄り添った防災・減災や生活環境の安全を確保する「互助共助の住みよいまちづくり」では、子育て支援として、結婚新生活に対する支援、出生・就学・進学といった節目に支援するかほく安心子育て応援事業、高校3年生までの医療費の無料化など、子育て支援に優先的、重点的に取り組んできたところでもあります。また、近年、頻発し激甚化している自然災害に備え、令和2年7月の豪雨災害をも教訓にして、防災専門員を配置し、地域の自主防災会とともに実践的な訓練を行うとともに、防災行政無線の機能強化、防災ラジオの配付、ハザードマップの作成など災害時の情報伝達の充実、排水ポンプの整備など防災装備を強化してまいりました。

令和3年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動は制約を余儀なくされ、閉塞感から解放されるには至らないまま経過する年となりました。現在、変異株であるミクロン株がこれまでにない感染力の強さを持って急速に拡大して猛威を振るい、第6波の渦中にあります。

収束の決め手となるべきワクチンについては、河北町では昨年4月から集団接種を基本として取り組み、11月末まで2回目の接種を完了し、さらに1月18日からいち早く3回目の接種を開始するなど、地元医師会や関係者のご協力、町民各位のご理解の下、希望者への円滑なワクチン接種に努めてまいりました。

また、社会福祉施設への感染予防用品・備品等購入支援、PCR検査補助などの拡大防止対策、かほくほくほく応援券、商工業者への持続化支援金や農家への米需要の減少に対する交付金など、様々な感染拡大防止対策、経済対策を講じてまいりました。併せて、社

会経済活動が低迷する中、全世帯への特別定額給付金の支給、幼児及び小・中学校児童生徒を対象にした支援をはじめ、関係者との情報・意見交換に努め、町内の実情や関係者のご要望を踏まえながら、機動的な支援、事業展開に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症の収束は、依然として不透明な状況ではありますが、国、県の対策、施策と連動しながら、ワクチンの3回目の接種や若年層への接種など感染防止対策、経済対策の両面からできる限りの対応を行ってまいります。

一昨年7月の豪雨災害からの復旧・復興につきましても、河北町豪雨災害復旧・復興推進本部を設置し、総務課内に新設した豪雨災害復旧・復興推進室を中心に全庁的対応を進めているところです。これまでの間、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトに押切・吉田地区、溝延地区の築堤整備が令和11年度までの期間において進められる事業として位置づけられ、昨年度末に国土交通省から案が示されました。溝延地区については、令和3年度から事業化がなされ、令和7年度をもって完成する工程、同じく押切・吉田地区についても、令和9年度をもって完成する工程となっております。併せて、支川である古佐川については、国直轄事業と並行して県による事業化が決定いたしました。本事業については、促進協議会や地元関係者の数次にわたる要望・要請が実を結んだものであり、お力添えをいただいた皆様に改めて感謝するものであります。

また、住宅・事業所の復旧、町道・農道・農業施設の復旧がともに完了し、農地についても令和3年度の作付に一部支障があったものの、全て復旧が完了しております。林道については被害が甚大で広範囲にわたっていることから、引き続き復旧を進めてまいります。

新庁舎整備につきましても、昨年9月に建

物が竣工し、エネルギー棟、車庫も併せて完成したことから、去る12月18日に完成記念式典を挙行し、新春4日から業務を開始したところであります。整備は、旧庁舎等解体工事と南側外構工事の完成をもって、令和4年度で完成する予定であり、職員一丸となって明るい役場づくりに努め、新庁舎の機能を十分生かして町民サービスの向上につなげてまいります。

令和4年度に向けましては、国の令和4年度予算案においては、新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るとしており、成長戦略として、デジタル、グリーン、量子、AI、宇宙、次世代半導体等の研究開発の推進、「デジタル田園都市国家構想」の実現、「経済安全保障」のためサイバーセキュリティ対策の強化などを図るとしております。また、分配戦略として、介護、保育、幼児教育等の従事者の処遇改善、成長分野を支える人材育成など人への投資の推進、「下請けいじめゼロ」を実現するための監督体制の強化を図るとしております。

歳出予算では、社会保障関係費と防衛費が過去最高となっており、新型コロナウイルス感染症対策予備費として令和3年度と同様に5兆円が計上されております。

歳入予算では、企業業績が回復傾向にあることから税収は7兆8,000億円の増加が見込まれております。地方財政計画については、地方税や地方譲与税の大幅な増加に伴い、令和3年度に比較し7,800億円の増、一般財源総額も203億円の増となっており、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について2021年度地方財政計画を下回らないように同水準を確保する」とした方針が堅持されたものとなっております。地方交付税の総額については、出口ベースで3.5%の伸

びとなる一方、地方税等の増加により臨時財政対策債の発行額は67.5%の減少と大きく抑制されたところであります。

県の令和4年度予算案においては、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の具現化に向け、「子育てするなら山形県」の実現、「健康長寿日本一」の実現、「県民幸せデジタル化」、「1人当たり県民所得」の向上、やまがた強靱化などを県政運営の柱に据え、「コロナ克服・やまがた新生予算」と銘打ち、感染拡大防止と経済再生の両立を目指しつつ、急速に普及するデジタル技術を使い、介護や農林水産業などの各分野が抱える担い手不足の解消につなげるとしているところであります。

令和4年度の経済動向につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響、原油高、原材料価格の高騰、さらに、憂慮すべき国際情勢の動向など、予断を許さない厳しい情勢にありますが、町民各位の負託と期待に応えるべく、本町の令和4年度の町政運営、予算編成について所信を申し上げます。

令和4年度は、「第8次河北町総合計画」の計画期間の2年次目となります。まちづくりのグランドデザインとなるこの計画に基づき、「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」の実現に向けて踏み出す年としてまちづくりを進める所存であります。

初めに、最優先で取り組んでいる若者・子育て支援については、「かほく子育て応援事業」の拡充、幼児教育・保育の段階的負担軽減、学校給食費の負担軽減、医療費の負担軽減など、子育て世代の支援を大幅に拡大し、新しい世代、特に若い女性の地元回帰や地元定着に向けた環境の整備を、仕事と暮らしの両面から行ってまいります。

また、新たな魅力を発信し、にぎわいのあるまちづくりについては、児童動物園のリノ

バージョンプロジェクトの推進と道の駅河北の再生に向けた準備の年としてまいります。また、地域の未来を担う若い世代にも地域活性化の一翼を担っていただくことを期待してスタートした産官学間連携プロジェクトについても、谷地高校、地域商社とともに進化させてまいります。

頻発化、激甚化する自然災害への備えについては、押切・吉田地区及び溝延の両地区の堤防整備について本格的に動き出す年となります。町としても、谷地工業団地の排水対策、公共施設の防災機能の検討などのハード整備、消防団の処遇改善等のソフト充実など、防災・減災対策を一層強化してまいります。

また、喫緊の課題である循環型社会の実現とゼロカーボンシティ宣言に向けて、地域からの取組を加速してまいります。

以上申し上げました町政運営の基本方針を念頭に、第8次河北町総合計画に示した5つのまちづくりの目標ごとに定めた基本施策の下、令和4年度予算案におきましては、健全で持続的な行財政運営の確保に留意しながら、「若者が選ぶまちづくり」、「オールかほくで応援する子育て支援」、「新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちづくり」の3点を重点施策として位置づけ編成したところであります。

1点目の「若者が選ぶまちづくり」については、減少傾向に歯止めをかけるために、移住者の住宅購入・新築を支援する移住定住促進事業や在来工法による改築を支援する持家住宅促進事業を継続するとともに、地域との対話を継続しながら旧町民プール跡地などを活用した地元回帰を促進する住環境を整備するための調査に取り組みます。また、「若い世代の女性」を対象にした移住定住事業の推進、アンテナショップでの関係人口創出の機能強化に取り組み、若い世代の移住定住を促

進する環境整備や情報発信を進めてまいります。

2点目の「オールかほくで応援する子育て支援」については、新たに小中学校給食費の半額助成を実施するほか、令和3年度から実施している「かほく安心子育て応援交付金」について、高校入学時についても、小学校入学時、中学校入学時と同様に5万円を交付することとし、制度の拡充を図ります。さらに、健やかに子供を産み育てるため、マタニティスクールの実施や3歳児の弱視早期発見のための検査の導入など母子保健事業を充実いたします。

3点目の「新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちづくり」については、新庁舎の外構工事と並行して、児童動物園のリノベーションに向けた調査設計を行い、新庁舎と児童動物園を核としたにぎわいづくりに着手いたします。さらに、道の駅河北を再生、令和5年4月のグランドオープンを目指し、施設の改修準備を進めるとともに、最上川のグリーンパークの魅力アップに取り組みます。

また、活力のある地域経済の実現に向けて、イタリア野菜、ワイン用ブドウ、国産ナッツを戦略作物として生産・販売・加工に取り組むほか、イタリア野菜等の町産品の販路拡大やワイン醸造の支援、さらにはブランド化など、農商工観光連携施策を推進し、産業の活性化、新規就農者の確保・育成につなげてまいります。また、国内最大級の起業支援や店舗整備、特産品開発などの支援を継続するとともに、農家の収入保険新規加入の奨励など農業経営を支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策としては、3回目のワクチン接種を計画的に進めるほか、児童・福祉施設に対する感染症対策用品の購入支援や河北病院でのPCR検査の補助を継続し感染拡大防止を図ります。また、感染症

克服経済対策として、かほくほくほく応援券事業に取り組み、事業者の支援を行うこととしております。

これらの事業のほか、新たな取組として、町の路線バスの見直しに向け、高齢者などを対象とした通院や買物などに利用できるタクシー利用助成の試行事業に取り組むほか、高齢者世帯の雪下ろし等支援の拡充、総合検診の充実を図ります。

ゼロカーボンシティ宣言に向けては、講演会を実施するなど機運の醸成を図るとともに、蓄電池を再生可能エネルギー導入支援の対象とするほか、生ごみ処理機の補助対象を拡充するなど循環型社会の実現を目指します。

教育・生涯学習については、学校教育が直面している課題への対応として、教育委員会において小学校の在り方検討委員会を立ち上げ、検討に着手するとともに、河北中学校の長寿命化に向けた調査を進めるほか、ICT教育を推進してまいります。また、移動図書館車の更新や町民体育館アリーナの床改修、サハトベに花ホール舞台機構設備の改修など生涯学習環境の充実を図ります。

これらのことから、令和4年度一般会計当初予算については、総額が105億6,700万円と、役場新庁舎本体の整備工事が終了したことなどから、前年度と比較し6億2,300万円、5.6%の減となりましたが、前年度に引き続き100億円を超える規模となりました。

なお、この一般会計及び各特別会計の主な歳入歳出予算の内容、状況については、提案理由により改めてご説明申し上げます。

以上、令和4年度の町政運営について所信の一端を申し述べてまいりましたが、健全な財政運営に十分意を用いながら、「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」を目指し、山積する課題に果敢に立ち向かってまいりますので、議員各位並びに町民の皆様に、より一

層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和4年度における私の施政方針とさせていただきます。

○漆山光春議長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午前9時44分

再 開 午前9時44分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日ご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第4号令和3年度河北町一般会計第13回補正予算の専決処分について申し上げます。

今冬の降雪状況を受け1月19日に豪雪対策本部を立ち上げ対応してまいりましたが、2月上旬の降雪に対応した町道除雪の出動状況等から今後の除排雪に係る経費を勘案した場合、予算が不足する状況が見込まれたため、増額が必要と判断し、令和4年2月14日付で8款土木費の道路維持費を専決処分させていただいたものであります。

次に、議第5号令和3年度河北町一般会計第14回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9,751万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を130億6,981万6,000円とするものであります。

それでは、歳出から順を追って申し上げますが、内容につきましては事業費の精査を主としておりますので、増額や新たに追加したものを中心に申し上げます。

2款総務費の財産管理費では、今後の公共施設の維持補修に適切に対応するため、公共施設維持補修基金に積立てを行うものであります。

戸籍住民基本台帳費では、国の補正予算に

に伴いマイナンバーカード所有者の転入転出の際の手續軽減のためのシステム改修に係る費用を追加するものであります。

3款民生費の国民健康保険費では、保険基盤安定負担金の増に伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を増額するものであります。

また、後期高齢者医療費では、事業費の確定に伴い、後期高齢者医療特別会計への繰出金を増額するものであります。

児童福祉総務費では、国の補正予算に伴い保育士の処遇改善に係る補助金を追加するものであります。

4款衛生費の環境衛生費では、新型コロナウイルス感染症の影響等により山交バスの利用者が減少したことに伴い、河北町地方バス路線維持費補助金を増額するものであります。

6款農林水産業費の農業振興費では、国の補正予算に伴い農業用機械の導入に係る担い手確保・経営強化支援事業費補助金を増額するものであります。

農地費では、事業費の確定及び国の補正予算に伴い、土地改良事業等負担金を増額するものであります。

8款土木費の道路新設改良費では、国の補正予算に伴う交付金の追加交付に伴い、本年度の事業費を増額するものであります。

10款教育費の小学校管理費では、国の補正予算に伴い、谷地中部小学校食堂非構造部材の耐震化工事に係る費用を追加するものであります。

11款災害復旧費の農業施設災害復旧費では、昨年度の豪雨災害の復旧工事の完成に伴い、土地改良区の費用負担が確定したことから農業施設災害復旧費分担金返還金を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款町税につきましては、決算見込みにより補正するものであります。

11款地方交付税につきましては、令和3年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の規定に基づく再算定に伴い増額するものであります。

15款国庫支出金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額に伴い補正するものであります。

土木費国庫補助金では、国の補正予算に伴い社会資本整備総合交付金を増額、教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金を追加するものであります。

16款県支出金の農林水産業費県補助金では、歳出に合わせて担い手確保・経営強化支援事業費補助金などを増額するものであります。

19款繰入金の財政調整基金繰入金は、歳入歳出全体の調整に伴い減額するものであります。そのほかの繰入金は、歳出に合わせて補正するものであります。

22款町債の土地改良事業債、道路橋梁整備事業債、小学校非構造部材耐震化事業債は、国の補正予算に伴う事業の歳出に合わせて増額するものであります。また、普通交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、第2表繰越明許費につきましては、広域多目的選果施設建設補助金は工事の進捗に伴い、そのほかの事業では、国の補正予算に伴いそれぞれ予算化した事業を令和4年度に繰り越すものであります。

次に、第3表地方債につきましては、さきに町債のところで述べましたもののほか、事業費の精査に伴い減額するものであります。

以上が、令和3年度河北町一般会計第14回補正予算の概要であります。

次に、議第6号令和3年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ

8,826万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億9,680万2,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款総務費では、会計年度任用職員報酬及びシステム修正委託料を増額し、食糧費を減額するものであります。

2 款保険給付費では、決算見込みにより療養給付費及び高額療養費を増額するものであります。

3 款国民健康保険事業費納付金では、財源の振替えを行うものであります。

6 款保険事業費では、決算見込みにより記念品代、印刷製本費、講師派遣委託料、器具借上料、人間ドック委託料及び特定健康診査等委託料を減額するものであります。

7 款基金積立金では、決算見込みにより減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1 款国民健康保険税では、収納見込みを勘案し増額するものであります。

2 款使用料及び手数料では、実績に基づいて督促手数料を増額するものであります。

3 款国庫支出金では、災害臨時特例補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の交付見込みを勘案し増額するものであります。

4 款県支出金では、決算見込みにより保険給付費等交付金を増額するものであります。

5 款財産収入では、基金積立金利子収入を減額するものであります。

6 款繰入金では、決算見込みにより一般会計繰入金を増額し、基金繰入金は減額するものであります。

8 款諸収入では、実績に基づいて延滞金を増額するものであります。

以上が、令和3年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第7号令和3年度河北町農業集落

排水事業特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ17万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,618万3,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款事業費の農業集落排水事業費では、決算見込みによる光熱水費を増額し、事業費の確定に伴い委託料を減額するものであります。

2 款公債費では、償還利子の確定に伴い長期借入債利子を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

2 款繰入金では、歳入歳出の調整に伴い増額し、5 款町債では、事業費に連動して公営企業会計適用債を減額するものであります。

また、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更するものであります。

以上が、令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第8号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ281万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,557万7,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款公共下水道事業費の総務管理費では、事業費の確定等に伴い減額するものであります。

下水道維持費では、決算見込みにより光熱水費、通信運搬費を増額し、委託料は事業費の確定に伴い減額するものであります。

また、管渠建設費は、県人事委員会の勧告等に基づき人件費を減額し、補償金の確定に伴い組替えを行うものであります。

2 款流域下水道費では、事業費の確定に伴い最上川流域下水道事業負担金を減額するも

のであります。

3 款公債費では、償還利子の確定に伴い長期借入債利子を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

4 款一般会計繰入金を減額し、7 款町債では、事業費に連動して流域下水道事業債及び公営企業会計適用債を減額するものであります。

また、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更するものであります。

以上が、令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第9号令和3年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,383万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億2,942万5,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款総務費の一般管理費、介護認定審査会共同設置費及び認定調査等費では、決算見込みにより減額するものであります。

2 款保険給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料及び特別給付費では、決算見込みにより減額するものであります。

4 款基金積立金では、保険給付費等の減額により増額するものであります。

5 款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費では、決算見込みにより減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1 款保険料では、決算見込みにより減額するものであります。

2 款使用料及び手数料では、決算見込みに

より減額するものであります。

3 款国庫支出金では、保険給付費の介護サービス等諸費や介護予防サービス等諸費の減額に伴う介護給付費負担金の減額及び事業費補助金、特別調整交付金の決算見込みにより増額するものであります。

4 款支払基金交付金では、決算見込みにより減額するものであります。

5 款県支出金では、保険給付費の介護サービス等諸費や介護予防サービス等諸費の減額に伴い、介護給付費負担金等を減額するものであります。

6 款財産収入では、介護給付費準備基金利子を減額するものであります。

7 款繰入金では、保険給付費の減額に伴い、町負担分の一般会計からの介護給付費繰入金を減額するとともに、地域支援事業繰入金、そのほか一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金について決算見込みにより減額するものであります。

以上が、令和3年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第10号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ232万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,899万7,000円とするものであります。

それでは、歳出から申し上げます。

1 款総務費では、収納実績により財源の振替えを行うものであります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険基盤安定繰入金の確定及び保険料の収納実績により増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料では、収納見込みを勘案し減額するものであります。

2 款使用料及び手数料では、実績に基づい

て督促手数料を増額するものであります。

3款繰入金では、決算見込みにより一般会計繰入金を増額するものであります。

4款繰越金では、令和2年度の歳入歳出差引額を令和3年度へ繰り越すものであります。

以上が、令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第11号令和4年度河北町一般会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額105億6,700万円となり、前年度より6億2,300万円、率にしますと5.6%の減となっております。

令和4年度地方財政計画によりますと地方財政の規模は90兆5,900億円で、前年度より7,800億円、率にしますと0.9%の増となっており、地方交付税につきましては前年度より6,153億円、3.5%増の18兆538億円となっております。

また、臨時財政対策債の発行につきましては、前年度より3兆6,992億円、67.5%減の1兆7,805億円とされており、大幅に発行が抑制されることとなっております。

本町では、地方交付税につきましては、前年度より1億6,700万円、7.2%増の24億8,100万円を見込んでおります。

また、臨時財政対策債の発行につきましては、前年度より1億4,300万円、48.6%減の1億5,100万円を見込んでおります。

これらの財源に加え、ふるさと応援基金などを活用し、第8次河北町総合計画「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」の2年目となります令和4年度の予算編成に当たりましては、施政方針で申し上げましたように、重点主要政策として「若者が選ぶまちづくり」「オールかほくで応援する子育て支援」「新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちづくり」を3本の柱に据えて編成したところであります。

歳出のうち、人件費につきましては、令和4年度新規採用職員4名分を含む給与費等及び会計年度任用職員に係る報酬、期末手当及び費用弁償費を各款にわたり計上しております。以下、人件費以外について款ごとに主な内容を申し上げます。

1款議会費では、各常任委員会の行政視察、議会中継システム運用に係る費用、タブレット端末及び議会ペーパーレス会議システムに係る費用など議会運営に係る費用を計上しております。

2款総務費について申し上げます。

職員研修費では、市町村アカデミー研修や職員の自主研修活動など各分野での業務の研鑽及び行政サービスの向上につながる全職員を対象とした研修に係る費用を計上しております。

会計管理費では、会計課での窓口収納業務を行うためのセミセルフレジ導入に係る費用を計上しております。

広報費では、ホームページのシステム更新に係る費用及び令和6年度の町制施行70周年に向けて発刊を予定している「かほくの歴史」の執筆に着手するための費用を計上しております。

新庁舎整備費では、旧役場庁舎とコミュニティセンターの解体、駐車場等の外構整備に係る費用を計上しており、令和5年3月までの工期を予定しております。

まちづくり推進費では、町内会が購入する除雪機への補助を新たに計上しております。また、地域商社「かほくらし社」と連携した関係人口創出に取り組むとともに、移住定住促進に関する事業として若い世代の女性を対象にした移住定住イベントの開催に係る経費を計上しております。旧町民プールの跡地に整備を予定しております地元回帰促進住宅開発の調査・検討につきましては、基本調査に

要する経費などを計上しております。若者・女性・町民総活躍推進事業においては、町民の方々とまちづくりについて語る機会を設ける予定をしております。旧谷地西部保育所にあります紅花活性化施設及び園芸用温室栽培ハウスによる紅花活性化推進事業では、紅花の通年栽培を継続し、地域おこし協力隊によるかほく紅こぎんの推進など紅花活性化に取り組むための費用を計上しております。

地域おこし協力隊につきましては、現在4名の隊員が活躍しておりますが、令和4年度においては、6名の隊員が地域の活性化に取り組むこととし、各事業の所管課ごとに費用を計上しております。

戸籍住民基本台帳費では、会計年度任用職員を1名増員し、マイナンバーカードの取得増進に取り組んでまいります。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費では、福祉施設が新型コロナウイルス感染症を予防するために必要となる衛生用品の購入等に対する補助金を計上しております。

老人福祉費では、高齢者世帯の雪下ろし支援について、雪片付け経費も含めた支援とし、従来の委託事業から補助事業へと変更し計上しております。

児童福祉総務費では、子育て関連事業として、昨年度から実施しております出生時及び小・中学校への進学時に応援金を支給するかほく安心子育て応援事業に高校進学時の支給を追加して計上しております。また、放課後児童クラブと高齢者の居場所づくりで利用している旧溝延幼稚園の改修工事に係る経費を計上しております。

医療給付費では、県事業に上乘せを行い、町単独の子育て支援策として高校生までの医療費無料化に係る費用を計上しております。

児童福祉施設費では、県と協調した一部階

層の保育料無償化を実施するほか、町単独事業として全ての第3子以降の児童について、無償となるよう費用を計上しております。また、延長保育や一時預かり事業に対する補助、町単独事業としての障がい児保育事業などの費用を計上しております。

次に、4款衛生費について申し上げます。

予防費では、母子保健事業において、出産前の女性に対するマタニティスクールの開催や、3歳児健診の際に弱視早期発見のための屈折検査の導入の費用を計上しております。また、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、3回目ワクチンの集団接種に係る費用を計上し、6月末の終了予定としております。

環境衛生費では、ゼロカーボンシティ宣言に向けた機運の醸成を図るための講演会等の開催費用を計上するとともに、猫の不妊・去勢手術費の補助の費用を新たに計上しております。また、生ごみ処理機の購入及び再生可能エネルギー設備導入に係る補助について対象を拡大することとし、所要の経費を計上しております。また、利用ニーズを踏まえた路線バスの見直しに向け、高齢者等のタクシー利用を助成する事業を試行する費用及び路線バス車両購入に係る補助金を新たに計上しております。

健康増進事業費では、従来の総合検診を総合健診センターで受診できるよう見直すとともに、河北病院での人間ドックの受診への助成を計上しております。

次に、5款労働費について申し上げます。

職業対策費では、未組織労働者の方に利用していただくための資金の預託に係る費用を計上しております。

次に、6款農林水産業費について申し上げます。

農業振興費では、農業経営支援として県と

協調して収入保険への新規加入を奨励するための補助を新たに計上するほか、新規就農者への支援として、農業次世代人材投資資金、定住支援のための家賃補助、農業用機械購入に対する補助を計上しております。

農商工連携推進費では、農商工観光連携に係る講習会を実施するほか、地域商社と連携し、イタリア野菜、ワイン用ブドウ、ナッツを戦略的作物と位置づけ、その生産、加工及び販路拡大に取り組むほか、ワイン醸造の支援、ブランド化などに取り組む費用を計上しております。

○漆山光春議長 ここで議長から申し上げます。

提案理由の説明の途中ですが、10時30分まで休憩とします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時28分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

森谷町長からの提案理由の説明を続けます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 引き続き、次に7款商工費について申し上げます。

商工総務費では、昨年設立した地域商社への支援に係る費用のほか、地域おこし協力隊と地域活性化起業人を活用した地域産業の振興に取り組む費用を計上しております。

商業振興費では、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ地域経済の景気浮揚を図ることを目的に「かほくほくほく応援券」を発行するための費用を計上しております。

観光施設費では、児童動物園について、リノベーションに向けた設計に係る費用を計上しております。また、令和5年度グランドオープンを予定している道の駅河北につきましては、令和4年度中に改修工事を施工する費用を計上しております。

次に、8款土木費について申し上げます。

道路除雪につきましては、2年続けての豪雪を踏まえた上で、町道の除排雪、高齢者世帯などの間口除雪に係る費用を計上しております。

道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金を活用した補助事業として、下野真木線ほか2路線に係る測量調査及び工事などの費用を計上し、町単独事業としましては、豪雨災害に対応した谷地工業団地線側溝整備の路線に係る測量調査及び工事などの費用を計上しております。

最上川グリーンパーク費では、道の駅河北の改修と合わせグリーンパーク利用の活性化を図るため、アウトドア用洗い場の整備に係る費用を新たに計上しております。

住宅費では、持家住宅の促進、移住定住の促進を図るための補助を計上しております。

次に、9款消防費について申し上げます。

非常備消防費では、消防団員の処遇改善として、火災等出動の際の報酬を引き上げ、併せて報酬を個人支給とする費用を計上しております。

地域防災費では、災害対応体制の強化としまして防災専門員をさらに1名増員し、高齢者や障がい者など避難に支援を要する方への対応など、防災教育、防災訓練等に取り組む費用や災害時の施設の在り方や備蓄品、装備などについて幅広く検討する防災減災機能・装備検討委員会の設置に係る費用を計上しております。

次に、10款教育費について申し上げます。

事務局費では、今後の小学校の在り方を検討するための費用を計上しております。

I C T教育推進費では、小中学校におけるタブレットなどを活用したI C T教育に係る費用を計上しております。

中学校の学校管理費では、昭和52年に建造され、築45年が経過する河北中学校について、

長寿命化を検討するにあたり必要な事前調査を実施するための費用を計上しております。

図書館費では、平成3年から運用している移動図書館車を更新する費用を計上しております。

サハトベに花費では、大ホールの舞台設備機構の改修工事に係る費用を計上しております。

また、文化事業としまして、河北町ゆかりの世界的ヴァイオリニスト堀米ゆず子さんによるコンサートを開催するとともに、地域の方々と触れ合える機会の創出に係る費用を計上しております。

体育施設費では、老朽化した体育館のアリーナ床について、より安全性に優れた床材に改修する工事に係る費用を計上しております。

次に、12款公債費につきましては、令和3年度とほぼ同額の7億5,666万1,000円を計上しております。

次に、13款諸支出金につきましては、交通安全対策費で、道路反射鏡及び道路区画線設置に係る費用を計上しております。

以上が、歳出の概要であります。

次に、歳入について申し上げます。

1款町税につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準額の特例措置が終了することから、令和3年度より2,061万3,000円の増額を見込んでおります。

2款地方譲与税から9款環境性能割交付金につきましては、令和4年度地方財政計画やこれまでの交付実績を勘案し計上しております。

10款地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税及び都市計画税の減収補填が令和3年度の特例的な措置であったことから、令和3年度より

2,370万円の減額を見込んでおります。

11款地方交付税につきましては、さきに述べましたとおり、令和4年度地方財政計画によりますと、交付税特別会計の出口ベースで3.5%の増となっておりますが、本町におきましては、令和3年度より1億6,700万円、7.2%増の24億8,100万円を見込んでおります。

13款分担金及び負担金につきましては、給食費の保護者負担を半額とし、保護者の負担軽減を図ってまいります。

15款国庫支出金につきましては、道の駅河北の改修工事に地方創生交付金を活用すること及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額により、令和3年度より1億6,276万円の増額となっております。

16款県支出金につきましては、産地パワーアップに係る事業費がないことから、農林水産業費県補助金の減額により、令和3年度より5,515万2,000円の減額となっております。

18款寄附金につきましては、ふるさとづくり寄附金において、令和3年度より3億円増の13億円と見込み計上しております。

19款繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金として、寄附者への返礼品に関連する費用及び関係人口の創出や道の駅河北の改修など「魅力づくりとにぎわい創出に関する事業」をはじめ、高校生までの医療費の無料化、3歳児未満の児童の一部階層の保育料無償化、出産時及び小中学校、高校入学時に子育て世帯を応援するかほく安心子育て応援交付金、給食費の半額助成などの「子育て・教育に関する事業」、このほか地域振興総合交付金などの「協働のまちづくりに関する事業」、祭りや文化財などの「伝統芸能、地域の文化の伝承育成に関する事業」に充当することとして、15億1,222万円を繰り入れることとしております。

また、財政調整基金繰入金につきましては、

1億7,000万円を繰り入れることとしております。

21款諸収入につきましては、体育館のアリーナ床改修に当たりスポーツ振興くじ助成金を見込んだことから、令和3年度より5,938万2,000円の増額を見込んでおります。

22款町債につきましては、新庁舎本体工事等が完了したことに伴い、新庁舎整備事業債を13億890万円減の1億830万円と見込むとともに、地方財政計画に基づき臨時財政対策債を1億4,300万円減の1億5,100万円と見込み、令和3年度より14億2,430万円の減額としております。

以上が、歳入の概要であります。

次に、第2表債務負担行為につきましては、各事業に設定する期間及び限度額を定めるものであります。

次に、第3表地方債につきましては、各事業に充当する起債額の発行限度額を定めるものであります。

以上が、令和4年度河北町一般会計予算の概要であります。

次に、議第12号令和4年度河北町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

県が算定した令和4年度の国民健康保険事業費納付金は、県全体で約3.2%の減となっており、本町の納付金は、1人当たりの診療費の動向と被保険者数の推計から約3.3%減、金額にして1,529万1,000円の減額と示されました。

保険税率につきましては、納付金算定と同時に県から示された標準保険税率を参考とすることとされておりますが、令和4年度においては、国民健康保険基金を活用し令和3年度と同率に据え置くこととしております。

県では、「保険税水準を統一し、将来予想される保険税負担の上昇を平準化することで、県内市町村における国保財政運営の安定化を

図り、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものにすることを目指す」としており、今後とも、安定した事業運営を図るため、医療費の動向や財政状況を注視し収納率向上による財源確保を進めるとともに、ジェネリック医薬品の利用促進や被保険者が生き生きと健康な生活を送ることができるよう、保健事業の実施などにより医療費の適正化に努め、財政の健全化取り組んでまいります。

予算規模につきましては、歳入歳出総額20億298万円となり、前年度より1億3,167万2,000円、率にしますと7.0%の増となっております。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、医療給付費等の事務に係る会計年度任用職員の人件費、国保連合会への共同電算処理委託料及び国保連合会負担金などの経常的経費を計上しております。また、徴税费では、町税徴収に係る会計年度任用職員の人件費を計上しております。

2款保険給付費では、療養諸費及び高額療養費等を支給実績や被保険者数の動向などを勘案して計上しております。また、出産育児諸費及び葬祭諸費は所要額を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金では、市町村の被保険者数や医療費などに応じて県が算定した納付金について所要額を計上しております。

4款共同事業拠出金では、所要額を計上しております。

5款財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

6款保険事業費では、被保険者の健康保持・増進のための健康づくり事業、疾病の早期発見・早期治療のための人間ドック委託料及び特定健康診査・受診勧奨等の事業費など

を計上しております。また、いきいき健康づくり推進事業として、町民プール施設とひなの湯の入浴で利用できる共通券の交付を継続し、被保険者の健康保持・増進を図ることとしております。

7款基金積立金では、国民健康保険基金の利子相当分を積み立てるものであります。

8款公債費では、一時借入金の利子及び財政安定化基金償還金を、9款諸支出金では、被保険者の異動に伴う保険税の還付金及び高額療養費貸付金などの所要額を計上しております。

10款予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税では、税率改定を行わないこととしており、引き続き収納率の向上に努めながら収入の確保に取り組んでまいります。

2款使用料及び手数料では、所要額を計上しております。

3款国庫支出金の災害臨時特例補助金は、存目計上であります。

4款県支出金の保険給付費等交付金では、歳出の保険給付費に相当する普通交付金及び保険者努力支援取組評価などの特別交付金を計上しております。

5款財産収入では、基金の利子相当分を計上しております。

6款繰入金では、一般会計及び国民健康保険基金からの繰入金を計上しております。

7款繰越金は、存目計上であります。

8款諸収入では、延滞金、交通事故に伴う第三者納付金、高額療養費貸付金及び出産育児一時金貸付金の償還金などを計上しております。

以上が、令和4年度河北町国民健康保険特別会計予算の概要であります。

次に、議第13号令和4年度河北町西里財産区特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額80万2,000円となり、令和3年度より2万1,000円、率にしますと2.7%の増となっております。

歳出につきましては、一般管理費では管理会の役員報酬や予算書の印刷に係る費用などを、財産管理費では山検分や下刈り作業に対する謝礼、西里財産区に関する歴史が刻まれた石碑への案内看板の設置に係る費用を計上しております。

歳入につきましては、令和2年度から引き続き、地区内からの協力金を徴収せず、西里財産区管理運営基金からの繰入金を計上しております。

以上が、令和4年度河北町西里財産区特別会計予算の概要であります。

次に、議第14号令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額2,931万円となり、公営企業会計移行に伴う支援業務委託料、処理施設内破碎設備の修繕に伴う工事請負費が増加したことから、令和3年度より294万9,000円、率にして11.2%の増となっております。

本町の農業集落排水事業は、令和4年1月現在、舞台、吉野、荒小屋の3地区の住宅など124戸のうち112戸が接続しており、水洗化率は90.3%となっております。なお、事業所・公民館など5か所を含めると接続件数は117件となっております。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1款事業費では、処理施設の維持管理委託料、公営企業会計移行に伴う支援業務委託料、処理施設内破碎設備の修繕に伴う工事請負費並びに水道事業会計の人件費分負担金が主なものであります。

2 款公債費では、借り入れた長期借入債の償還金と利子を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1 款使用料及び手数料では、施設使用料と督促手数料を計上しております。

2 款繰入金では、一般会計からの繰入金を計上しております。

3 款繰越金では、前年度と同額を計上しております。

4 款町債は、公営企業会計適用事業に充当するものであります。

以上が、令和 4 年度河北町農業集落排水事業特別会計予算の概要であります。

次に、議第15号令和 4 年度河北町公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算規模は、歳入歳出総額が 9 億 3,619 万 5,000 円となり、総務管理費、下水道維持費、管渠建設費及び流域下水道費が増加したものの、公債費が減少したことから、令和 3 年度より 0.4% の減となっております。

本町の下水道事業は、供用開始から 34 年目に入り、令和 2 年度末における処理区域面積が 601.0 ヘクタール、処理区域内戸数が 4,840 戸、人口比の普及率が 87.4%、戸数比の水洗化率が 84.7% となっております。

また、本年 1 月末での接続戸数の状況を申し上げますと、住宅などが 4,154 戸、事業所、公共施設などが 456 か所、合計 4,610 件となっております。

令和 4 年度は、主に新吉田、要害、高嶋、溝延地区への管渠建設と下水道施設の維持管理や施設等の長寿命化に向けたシステム構築、令和 6 年度からの公営企業会計移行に向けた業務に重点を置き、予算編成を行ったところであります。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1 款公共下水道事業費の総務管理費では、

下水道普及促進のための事務費及び下水道使用料などの徴収業務委託経費並びに下水道関係各種団体の負担金などのほか、公営企業会計への移行業務の経費を計上しております。

下水道維持費では、下水道施設を適正に機能させるためのマンホールポンプの維持経費や流域下水道維持管理負担金及び排水設備等設置改造資金利子補給金の経費を計上しております。

管渠建設費では、管渠整備の補助事業として 2 億 2,000 万円、同じく単独事業として 1 億円をそれぞれ計上し、面整備の拡大に努めるものであります。主な工事箇所といたしましては、新吉田、要害、高嶋、溝延地内などを予定しております。また、下水道施設等の長寿命化に向けたシステム構築を行います。

2 款流域下水道費では、最上川流域下水道村山処理区の公共事業建設負担金などを計上しております。

3 款公債費では、長期借入債の償還金として利子を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1 款分担金及び負担金では、令和 2 年度、令和 3 年度賦課分及び 4 年度賦課予定分を計上しております。

2 款使用料及び手数料では、下水道接続件数や前々年度の公共下水道事業決算、令和 3 年度の決算見込み及び今後の水道使用量需要の動向により計上しております。

3 款国庫支出金では、補助対象事業費 2 億 2,000 万円に対する額を計上しております。

4 款繰入金では、一般会計からの繰入金を計上しております。

7 款町債は、公共下水道、流域下水道事業及び公営企業会計適用事業に充当するものであります。

以上が、令和 4 年度河北町公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

次に、議第16号令和4年度河北町介護保険特別会計予算について申し上げます。

介護保険事業につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき実施されます。この第8期計画においては、高齢者の介護問題を社会全体で支え合う仕組みづくりとして、「みんなにやさしい、ふれあい長寿の町」を基本理念とし、誰もがいつでもどこでも必要とするサービスを利用できる地域社会づくりを目指すこととし、各種施策と目標を掲げているところであります。

要介護認定者数を見ますと、令和4年1月末では1,119名となっており、昨年度より認定者数、要介護認定率とも減少傾向にありますが、今後も高齢者数の増加に伴い、介護サービス利用者数は増えると予想されます。

このような状況に鑑み、健康づくり推進事業等と連携した介護予防や給付の適正化に取り組むとともに、利用ニーズを把握しながらサービス基盤の充実を図ってまいります。

あわせて、健康づくり推進事業との連携による介護予防や認知症高齢者への支援に力を入れてまいりたいと考えております。

本年度の予算規模は、歳入歳出総額が24億9,658万7,000円となり、令和3年度より421万8,000円、率にして0.2%の増となっております。

それでは、その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、介護保険事務電算処理業務委託料、寒河江市西村山郡介護認定審査会負担金、主治医意見書作成料、認定調査委託料等の事務的経費を計上しております。

2款保険給付費では、令和3年度の決算見込みに基づき、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護・予防サービス費、高額医療合算介護・予

防サービス費、特別給付費、特定入所者介護・予防サービス費の所要額を計上しております。

3款財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

4款基金積立金では、介護給付費準備基金の利子相当額を計上しております。

5款地域支援事業費では、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした新しい総合事業を主体とする介護予防事業や包括的支援事業及び任意事業を行う事業費を計上しております。

6款公債費では、一時借入金の利子を存目計上しております。

7款諸支出金では、第1号被保険者の保険料還付金等を計上しております。

8款予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款保険料では、第1号被保険者の保険料相当額を計上しております。

2款使用料及び手数料では、督促手数料を存目計上しております。

3款国庫支出金では、国庫負担金として保険給付費に伴う介護給付費負担金を計上し、国庫補助金としては調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を計上しております。

4款支払基金交付金では、社会保険診療報酬支払基金から交付される保険給付費に伴う介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を計上しております。

5款県支出金では、県負担金として保険給付費に伴う介護給付費負担金を計上し、県補助金として地域支援事業交付金を計上しております。また、県で設置しております財政安定化基金からの交付金及び貸付金を存目計上

しております。

6款財産収入では、介護給付費準備基金の利子相当額を計上しております。

7款繰入金では、介護給付費や地域支援事業費、低所得者の介護保険料の一部を公費負担することなどに伴う一般会計からの繰入金を計上しております。

8款諸収入では、第1号被保険者延滞金、加算金及び過料等を存目計上しております。

9款繰越金は、存目計上であります。

以上が、令和4年度河北町介護保険特別会計予算の概要であります。

次に、議第17号令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療保険につきましては、今後さらに高齢者の人口が増加することに伴い、保険給付費の増加が予測されますが、令和4年度においても山形県後期高齢者医療広域連合と連携を取り、引き続き医療費の適正化と健康維持に努めてまいります。

予算規模につきましては、歳入歳出総額2億7,090万7,000円となり、令和3年度より2,423万6,000円、率にしますと9.8%の増となりました。

その概要について歳出から申し上げます。

1款総務費では、電算処理などの事務的経費及び保険料徴収に伴う事務的経費を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者の保険料と低所得者に対する保険料の軽減措置分を計上しております。

3款諸支出金では、被保険者の異動に伴う保険料還付金及び還付加算金を計上しております。

4款予備費では、所要額を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料では、被保険者

の保険料収納見込額を計上しております。

2款使用料及び手数料では、存目計上であります。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金は、存目計上であります。

5款諸収入では、延滞金及び保険料還付金などを計上しております。

以上が、令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議第18号令和4年度河北町水道事業会計予算について申し上げます。

令和4年度予算は、良質な水の安定供給と効率的な水道事業経営を目標として編成したところであります。

それでは、予算の概要について申し上げます。

第2条業務の予定量は、給水戸数6,262戸、年間総給水量を約226万立方メートル、1日平均給水量を6,196立方メートルと見込んでおります。

この給水量は、令和2年度の水道事業決算、令和3年度の決算見込み及び今後の水の需要の動向を踏まえ定めたものであります。

第3条に定める収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の第1項営業収益の主なものは、料金収入であり、そのほかに農業集落排水事業及び公共下水道事業の人件費負担金などであります。

第2項の営業外収益は、長期前受金戻入益などで、水道事業収益の予定額は5億999万8,000円を計上しております。

次に、支出の第1項営業費用は、施設の維持管理費、受水費、人件費、受託工事費、固定資産減価償却費などが主なものであります。

第2項営業外費用は、企業債利息などであり、水道事業費用の予定額は5億330万円を

予定しております。

第4条に定める資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は、第1項工事負担金で、資本的収入2,714万8,000円を計上しております。

次に、支出の第1項建設改良費は、県が施行する古佐川水管橋架設工事に伴う工事負担金や配水管布設替などで、第2項企業債償還金及び第3項予備費を含めまして、資本的支出2億128万4,000円を計上しております。なお、資本的支出に対し不足する額1億7,413万6,000円は、損益勘定留保資金などで補填する予定であります。

また、第5条及び第6条は、予定支出における流用に関する事項を定め、第7条は棚卸資産の購入限度額を定めております。

以上が、令和4年度河北町水道事業会計予算の概要であります。

次に、議第19号河北町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について申し上げます。

この規約は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を委託するため、制定する必要があるため提案するものであります。

次に、議第20号西村山広域行政事務組合と河北町との事務委託に関する規約の廃止について申し上げます。

この規約は、交通災害共済事業を廃止することに伴い、西村山広域行政事務組合との事務委託に関する規約を廃止するため、提案するものであります。

次に、議第21号河北町行政不服審査会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を

処理する事務を県に委託することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

次に、議第22号河北町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

この条例は、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第23号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、職務の4級に新たな職を設置し、事務事業の推進体制の強化を図るため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第24号河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料の額について条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

次に、議第25号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、都市公園使用料の額について条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

次に、議第26号消防団員の出勤報酬の創設に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

この条例は、消防団員の出勤、訓練その他の活動の実態に応じた報酬等の見直しを行い、処遇を改善するため、関係する条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第27号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の締結について申し上げます。

去る2月15日、条件付一般競争入札を執行しましたところ、升川建設株式会社代表取締役社長升川修が落札し、3億1,460万円で契約するものであります。工事内容は、旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンターの解体工事及び石綿除去工事一式で、工期は令和4年12月28日までとしております。

次に、議第28号人権擁護委員の候補者の推薦について申し上げます。

人権擁護委員奥瀬敦子氏は、令和4年6月30日に任期満了となりますので、同人を適任と認め、再び推薦したいので提案するものであります。

以上、本定例会に提案しております25議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 次に、議会運営委員会委員長。

「3番槇正義議員」

○3番（槇正義議員） それでは提案理由の説明を行います。

最初に、議員発議第1号河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について申し上げます。

今般、「標準町村議会会議規則」の改正が示されましたので、合わせて本町議会会議規則についても一部を改正するものであります。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明

らかにして」に改めるものです。

理由として、議会活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に関わる産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

第85条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名または記名押印しなければ」に改めるものです。

理由として、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

なお、この会議規則の一部改正は、公布の日から施行するものです。

次に、議員発議第2号町長の専決処分事項の指定について申し上げます。

今般の指定は、地方自治法第180条第1項の規定によるものです。

改正内容を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償の支払い額が1件50万円以内のものとの和解に関する事、及び同条同項第13号の規定により損害賠償の金額が1件50万円以内の額を定めることとしております。

この指定は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、2議案について、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○漆山光春議長 以上で、施政方針表明及び提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第6、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○漆山光春議長 最初に、議第4号令和3年度河北町一般会計第13回補正予算の専決処分についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(9番の通告あり)

9番。落ちありませんか。

「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) 10ページ、8款2項2目の道路除雪費ですけれども、これにつきまして、この前2月24日に排雪の報告がありまして、排雪の実施をしたのが令和4年の1月20日から令和4年の2月18日から2月19日ということで、すごく今年の雪が多うございましたけれども、担当課のほうではすごく検討・奮闘していて、とても町民の方からは喜ばれていたと思います。

そのことですけれども、溝延地域のほうの、この前の臨時議会でも申し上げましたけれども、排雪が結構な要望があったかと思うんですけれども、これにつきまして最終的には2月の18日、19日できれいになって皆さんすごく喜ばれていましたけれども、このことについて一生懸命担当課でも頑張っているし、業者あとは優先順位、排雪計画などもあったかとは思いますが、もう少し早くしていただければですね。

なぜかといいますと、今までの事情とは違

いまして、高齢者施設にお通いになっている方がいて、結構大きな車が小さい道路を通ることが多くなりましたが、前とは道路事情も違っているかと思えます。そのことも踏まえまして、雪の相談窓口への相談とか、それも含めて2月18日に行ったかと思えますが、どうせ予算を使うならば、何ですか、ほかのほうをもっと早くやっているということで、どうだったかなということをお伺いしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 10ページ、11ページの道路除雪費についてでございます。

今回、改めて1月に専決をさせていただいたほかに、今回さらにですけれども、今後の雪の状況、予報なども含めて不足する事態になるだろうということで今回ご提案して専決をさせていただいたものでございます。

今お話しあったように、今回、昨年に引き続きでございますけれども、特に豪雪で非常に苦労した年でございます。

お話しあるように、大きい道路のほうは通常の道路除雪のほうで、かなり道路が狭くなる中で2車線確保という部分で非常に早期にやる必要性もございましたし、また、生活道路であります、そうした溝延地区などの比較的小さい幅の道路につきましても、今年度につきましても、昨年度以上に非常に厳しい状況であったかと思われま。

我々も、実質大がかりにやったのが2月18日、19日という部分ですけれども、それを前にして我々担当職員のほうも非常に苦労して、汗を流して、この大がかりなものを以前にして、大分苦労してやっていた中で、最終的にはこの2日間の中でやり切れたというのが実情でございます。

そうしたことで、広く町内各所を回って、そういった排雪作業の部分については、鋭意

我々努力しますし、そうした小さい幅の道路も含めてですけれども、引き続き生活道路の確保のために尽力していきたいなというふうに考えています。町民のニーズという部分、いろいろありまして、それに応えるべく我々一生懸命頑張っておりますので、引き続きそういう道路除雪、進めていければというふうに考えております。

○漆山光春議長 「丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） ありがとうございます。

本当に今までになく頑張っていたと思えますし、それも伝わってまいりましたし、町民にも伝わっていると思えます。

しかし、勝手なもので、やはり本当に2月の18日、19日できれいになっても、すばらしく終わりよければ全てよしなんですけれども、今、決算ではないのですが、やはりまた来年も雪は降ると思いますので、今年のことにつきましてよかった面、ちょっとよくなかった面などをまた協議いただいて、さらにいい除雪・排雪の町にしていいただければというふうに思います。

以上です。

○漆山光春議長 以上で、9番丹野貞子議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第4号令和3年度河北町一般会計第13回補正予算の専決処分については原案のとおり承認いたしました。

○漆山光春議長 次に、議第5号令和3年度河北

町一般会計第14回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（4番、6番、10番、11番、12番の通告あり）

4番、6番、10番、11番、12番。落ちありませんか。

「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 32、33ページの3款民生費の中の社会福祉費4目の老人福祉費についてお尋ねをします。

老人クラブ活動助成費の補助金が減額になっておりますが、内容について、まずお尋ねをいたします。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 老人クラブ活動助成事業補助金につきましては、これはそれぞれ老人クラブがございまして、連合会を通して直接補助金を町から出しているものでございます。

その人数等の精査によって減額になっているというような状況でございます。精算という形になるかと思えます。

○漆山光春議長 「佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 老人クラブの現状を見ますと、随分クラブ数が減ったり、あるいは連合会があるんですが、連合会から加盟しない。要するに、連合会に加盟しない。独自で地域で自分たちだけ親睦団体のような形でやっていくというところが増えつつあるのかな。連合会としては減っているんです。

なぜそうやって地域コミュニティーが壊れていくのか、その連合会の活動から皆抜けていくのかと、こういうところが一つの大きな課題として問題点あるわけですが、うちの町内会にも福寿会という会があるんですが、その会計の決算状況なんかを見ます

と、連合会から前期1万4,000円、後期9,900円、2万3,900円ほど連合会から収入として入ってくるんですが、連合会に負担金としてまた2万幾ら出しているんです。結局、連合会からお金を頂くんだけれども、また連合会に2万幾ら出している。結局、連合会に加盟していても、予算上の金銭的なメリットあんまりない。でも、その割には逆に今度、役員の方にいろんな負担が出てくる。例えば、うちの南部地区だとロータリーの植栽に役員が行ったり、あるいは、植栽終わるとその整備にまた行ったりということで、負担は伴うけれども、そういう金銭的な補助のメリットが少ないというのが、私はちょっと地区ごとに連合会から加盟しないで抜けていく。自分たちだけで単独でやるという傾向が出てくるのは、そういうところにあるんじゃないかなと思うんですが、こういうふうに町からの連合会に対する負担を、補助を減らしていくというのは、あと私は逆行しているような感じがして、逆に町としての連合会にもう少し補助金を増やして行って、各町内会の老人クラブが連合会に負担金を出さなくてもいいようにしていくということが、連合会にすることによって人数掛ける幾らという補助をいただけるというメリットを生かしたほうが、私は今後の老人クラブ連合会を存続して、そこから抜けていく地区を減らしていくにはそういう方法が考えなければならぬんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 老人クラブだけでなく婦人会等いろいろありますけれども、確かに会員数が減ってきて存続の危機というものもあるようには聞いております。

ただ、老人クラブの減少等について、少し聞いているところによりますと、やはり役員

の成り手がなかなかいないんだというのがすごく強く言われているような状況でございます。

金銭的な面でのっていう話はちょっと直接は聞いたことはないところでございますが、ただうちのほうで会員割、人数割でやっている補助金のほかに、やはりそれぞれ単体の老人クラブが連合会へ会費という形で出しているのかなとは思いますが、そういうもののバランスっていうのは、金銭の性質が私は違うのかなというふうに思っております。

ただ、うちのほうとしては、老人クラブに対しては、その人数割と会員割直接単体に行くお金のほかに事務局費といいますか、連合会へのお金としても10万円ほど出しているところでございます。

そういった中での連合会での決め方で、会費は集めているのかなというふうに思っているところでございます。もう少し内容等を聞きまして、その金銭的な部分についてどうなのかというのは今後、検討はさせていただきたいなと思っております。

○漆山光春議長 「佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) 課長から今後検討というふうなお言葉いただきましたので、それで結構であります。この連合会、老人クラブの活動というのは、ある意味国保を抑えると。いつまでも元気で健康でいられると。つまり地域でいろいろ親睦を図ったり、あるいはいろんな軽スポーツをやったりしながら、やっぱりいつまでもみんなが少しでも若く、少しでも健康でっていう行動につながるし、介護にも抑制していくことにもつながる大事な部分かと私は思いますので、ぜひ課長検討してくださいというんですから、分かりました。よろしくどうぞお願いいたします。

終わります。

○漆山光春議長 以上で、4番佐藤修二議員の質疑を終わります。

次に、「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） 私から1点質疑させていただきます。

37ページの4款1項3目環境衛生費の中で、河北町地方バス路線維持費補助金ということで、今回の補正では146万3,000円の補助金ということで計上されておりますが、毎回バスの補助金に関して私質疑させていただくんですが、今回は事前に資料関係等、算定根拠等いただいておりますので、数字的なものはお聞きしないようにしますが、その考え方だけについてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、バスを走らせるためには、経費、バスを運行する経費等かかります。今回は新型コロナウイルスの影響で、利用者が減ったということで、その分の補助金の上乗せということの説明ではありましたが、それで、その経費からバスを利用した人の収益、それを差し引いた額を今回の算定根拠だということで資料を私いただいているんですが、その経費というものは、全ての経費が盛り込まれている経費の金額なのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

あともう1点が、国や県、そのバスを運行するに当たって、補助としては国と県から補助金を頂いているという資料の内容だったのですが、ただ、寒河江谷地線のほうは、補助金を頂いていると。970万円ぐらいの補助金を頂いていると。

ただ、あとは村山線、稲下から河北病院まで補助金がないという資料だったんですが、今考えられることとしては、何でその稲下線、村山線の補助金がなく、寒河江谷地線の補助金があるのか。

やはり公共交通機関ですから、やっぱり仮想って言ったら失礼なんですけれども、そう

いった公共交通機関があればやっぱり便利なのは便利なので、そういったところも国や県で補助を出すのは当たり前だと考えているんですが、その辺何か情報があれば教えていただきたいと思います。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 河北町地方路線維持費補助金についてでございますけれども、経費については、運行経費全てというふうになってございます。

こちらの経費、対象期間が令和2年の10月から令和3年の9月まで、この期間の間の経費の算定でございます。その補助金の精算を今回させていただいたというものでございます。

あと県、国の補助金につきましては、基幹路線、主な路線ということと、あとは乗員数、たしか乗員数、そういったものも影響してできる、できないというものがあつたかと思われま。

大変申し訳ございません。詳しく調べないとちょっとお答えできないところがございませぬけれども、そのため寒河江谷地線のほうには出ていて、稲下線のほうには出ていないというふうになってございます。

○漆山光春議長 「東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） 経費については全体的に、この経費100にしたら、あとは収益10とか20あつたら、80が補助金額になってしまうということを理解しました。

ただ、今、ガソリン高騰とか燃料費高騰とか今後、これには入っていないかもしれませんが対象期間がまた来年とか、予算のほうでも出てくると思うんですが、その補助金額は、増額するということは考えられるのではないかなと思います。

前、質疑の中にも言いましたけれども、やはりその上限額、どういうことをもって思っ

ていらっしゃるのか。その協議会でどういったお話をされているのか、やっぱり精査して、課題をやっぱり抽出して、それが駄目だったら町で責任を持って公共交通機関を確立していくということぐらいの考えを持っていただきたいなと思っています。

もう一つが補助金、補助金については、そういったこの話の場合、人数、利用者人数、利用者人数が多かったから補助金が出るとか、多分そういった話でニュアンスでおっしゃられたと思うんですが、利用者が多いから県、国からの補助、利用者が少なかったから出ない。そうするとやっぱり民間の企業に対しては、やっぱり採算が合わないというか、そういったことをやっぱり民間企業でも考えていかなきゃいけない話だと思うんですが、協議会でもやっぱりぜひ、その辺も含めて話をさせていただきたいと思っています。

町民の方も利用している方もいらっしゃいますので、その方の足を奪うということではなくありませんが、やはり適切な補助とか、そういった形の考え方、あとは、ガソリン高騰したときの燃料にすぐ織り込むんじゃなくて、そういったことも運営協議会ですか、その運行協議会ですか、そういったところで話し合っただけであれば、これ課題をやっぱり整理していただいて、その民間の方の努力目標も伺いながら、進めていっていただきたいと思っています。

以上で終わります。

○漆山光春議長 以上で、6番東海林信弘議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 一般会計第14回補正のまず歳入のほうからちょっとお聞きしますが、18ページの商工費寄附金1,000万円の減額となっておりますけれども、どんな内容なのか、説明を求めます。

それから、20ページの歳入で臨時財政対策債が6,890万円の減額ということですが、これは国の算定で上限額が変更になったということなのか、それとも町の独自の判断なのかについてお聞きしておきたいと思います。

それから、歳出の36ページ、4款1項2目でありますけれども、予防費でコロナワクチン接種等で前倒しなんかを考えたときのそういった補正というのはないのかどうか、お聞きしておきたい。

それと、いつ頃接種になるかという点、町民非常に関心が高いんですが、全体の日程予定などどういうふうに立っているか、お聞きしておきたいと思います。

58ページ、10款2項1目中部小学校の非構造部材の耐震化ということですが、いつ工事するのか、どんな内容なのか、お聞きしたい。

以上、よろしくをお願いします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 19ページの寄附金、商工費寄附金の1,000万円の減でございますけれども、こちらにつきましてはこれまで毎年、町の篤志家のほうから1,000万円の寄附を頂いて企業支援と、あとは学校のほうの教育補助のほうに使わせていただいておりますけれども、今年度につきましては寄附は頂けませんでしたので、ここで減額をしているところです。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 20ページの臨時財政対策債の減額でありますけれども、19ページに普通交付税の、違う。

12、13ページに普通交付税が増額ということで、このたび国の補正によりまして、再算定があつて普通交付税が増額されましたが、その増額の中に臨時財政対策債償還基金費の創設というものがあります。今年度の臨時財

政対策債の発行可能額の27.4%を基準財政需要額に算定として入れるというふうになっておりまして、後年度、普通ですと臨時財政対策債の借入れ分を交付税措置、後年とするわけですけれども、それを前倒しして措置したような感じになっております。そのため、ここに普通交付税がもうそういうふうに前倒しされましたので、その分を臨時財政対策債を町のほうで減額したというふうな取組であります。

以上です。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 37ページの予防費というところの中でのコロナのワクチン接種のことでお話しさせていただきたいと思っております。

前倒しということでの予算措置ということですが、既に予算につきましては、前回の補正で小児ワクチンの部分も含めて補正させていただいているというようなことでございます。

現在の状況でございますが、65歳以上の方の接種を開始しているところでございますが、サハトのトイレ改修が一部あったということで、トイレ改修も少し前倒しで使える状況にはなったということも一報受けまして、3月の4日、明日からですけれども、4日、5日、6日と接種日を設けることにさせていただきました。医師会の協力を得まして、そうすることになっております。

65歳以上の方の接種終了は、3月末をもって大体1週間早く終了をできるのではないかと考えておりまして、64歳の方は3月末には接種を開始したいというような日程になっております。

小児ワクチンにつきましては、せんだってワクチンも入ったところでございますが、3月の現在取りまとめ中ということで、3月の

26日から1回目の接種を開始していきたいというように考えております。

64歳の方の申込みについては、3月7日まで一次締切りということで、今、集計しているところでございます。

そういった中で、できるだけ64歳の方も65歳の方も早く終わることにはなりますので、64歳の方も3月末から接種できるというようには考えているところでございます。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 10款2項1目学校管理費の谷地中部小学校の食堂非構造部材の耐震化工事についてのお尋ねについてであります。

工事の内容につきましては、中部小学校の食堂のほうがつり天井となっております。そのつり天井について、耐震化に見合った工事を行うということの予定をしております。

工事の時期につきましては、夏休み以降というふうに、今のところ考えているところでございます。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 最初、商工費寄附金は、以前にもちょっと聞いたことありましたが、国内最強のはずの企業支援の補助金はなかなか利用者とのマッチングができないといえますか、なんていう状況があるようで、それで、寄附を頂いてもたまってしまうので、まずは頂かないでいくという、もったいない状況なのかなと思うんですけれども、せっかくのことですから、ぜひ大いに利用できるように、今までの、今年度の中なんかでもそうならなかったわけで、それを超えて利用してもらうにはどうしたらいいかなという、そういった反省等、新たな対応などというのも必要なんではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

それから、臨時財政対策債については、新年度も何かそういう方向で変わっていくとい

う提案理由の説明ありましたが、国としてはあれですかね。臨時財政対策債のほうに振り分けてきた。自治体のほうで借入れしてほしいというのを大幅に変えていくような、全体としての大きな流れなのか、ここ数年の対応なのか、その辺の流れなんか見えているのか、お聞きしておきたいと思います。

ワクチン接種については、分かりました。頑張っていたきたいと思います。

中部小学校の食堂のつり天井のことも分かりました。当年度の予算だけでも、工事は来年度だということのようですね。分かりました。

以上、もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 起業支援補助金の件になりますけれども、こちらにつきましては、令和3年度につきましては2件の応募がありまして、2件に対して補助金を交付しているところでございます。

来年度以降につきましても、一般財源をつぎ込んででも、ちょっと来年度予算の話になってしまうんですけれども、起業支援補助金につきましては継続していきたいというふうなことで考えております。また、PRのほうも励んでいきたいというふうな考えております。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 今年度の普通交付税の再算定の原資が、国税が増えたからということにほかならないかというふうに思います。

来年度の国の地方財政計画を見ましても、国の税収が大分増えているということを受けて、普通交付税も伸びているし、臨時財政対策債は借りなくていいというか、捨て出しなくていいような流れになっているのかなあ

というふうには思います。

その流れを、できれば続けていただきたいと私たちも思いますし、そのようになっているいただきたいというふうな考えております。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） まず6ページ、繰越明許費についてお伺いします。

8款土木費、道路橋梁費5,065万9,000円とあります。この内容についてお伺いしたいと思います。工事内容、進捗についてお伺いしたいと思います。

次に6ページ、10款教育費、小学校費、先ほど10番議員よりつり天井の工事ということでございました。その完成が来年度になるということでの答弁でしたけれども、もっと早く改善について、小学校費については当初予算でできなかったのか、お伺いしたいと思います。

次に、14、15ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があります。町の支出についてお伺いしたいと思います。

次に、56、57ページの10款1項2目事務局費の中で、事務局費、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬が4万6,000円減額とあります。河北町ではいじめ問題について、今年度、これまで事案が発生していなかったのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 6ページの繰越明許費の8款土木費についてでございます。内訳についてというふうなことでございますが、まず、今回の3月補正で国の大型補正におきまして、道路改良あるいは舗装の修繕というこ

とで、箇所的には谷地溝延線のほうへ1,500万円。あと下野真木線のほうへ2,000万円の追加補正がついているというふうな中で、あと、併せてですけれども、現年分の下野真木線のほうの執行状況、あるいは下楨第3号線の現年分の執行状況、あと併せて舞台橋につきましても、今年度の執行状況の精算部分を精算して減額するのではなく、大型補正分の部分と合わせて現年の部分を、翌年度に繰越しして事業を進めていきたいといった内容から、それを総額で5,065万9,000円ほど今回繰越しをさせていただきたいというふうな内容でございます。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 6ページ、繰越明許費、10款の学校施設環境改善交付金事業につきましては、学校の耐震化工事につきまして、年度ごとに財政計画にも上げながら計画的に進めているところでございます。

令和3年度におきましては、中部小学校の屋内運動場のほうを行っております。また、食堂についても設計ということで行っており、今回、国の補正に基づいて3月の補正ということで計上させていただき、4年度に繰越しということでさせていただいているところで

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 14ページ、15ページの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金でありますけれども、これにつきましては、さきの12月定例会で稲作経営緊急支援交付金という米価下落によって10アール当たり2,000円でしたか、交付金を出すように補正して可決いただいたものでありますけれども、これもコロナ禍の中でということでありましたので、コロナの交付金の対象になるんですけども、12月補正の段階では

一般財源のほうで取りあえず対応しております。

これをコロナ交付金の対象にするということで今回補正するものであります。

○漆山光春議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 いじめ問題についてのお答えを申し上げます。

学校では、年間において各学期3回にわたってアンケートを取って、いじめ認知件数を把握しております。

残念ながら、年々増えている現状にあります。ここ過去5年間の件数を見ますと、令和2年、休校が入った年を除いては年々増える傾向にあるということであります。

それで、アンケートと、あるいは訴え等で認知されたいじめについては、根気強く解消に向けて取り組んでいるという状況にあります。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

議長から申し上げます。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） それでは、質疑をいたします。

最初に、35ページ、3款2項1目児童福祉費総務費、保育士等処遇改善率特例交付金252万3,000円、先ほどの説明でもございましたけれども、国の補正予算に伴い保育士の処遇改善に係る補助金の増加というふうにご説明がありました。

この具体的な内容をちょっとお聞きしたい
と思います。

それから、同じく35ページ、3款2項4目
地域子育て支援センターの病後児保育施設費
のところの修繕料、修繕に42万9,000円、こ
の内容はどのようなものでしょうか。

それから、59ページ、10款2項2目小学校
教育振興費の児童支援費扶助費46万7,000円
についてでありますけれども、これもどのよ
うなことなのでしょう、お知らせください。

同じく、59ページ、10款1項6目のICT
教育推進費、ICT支援員業務委託料115万
5,000円の減になった内容、どのようなこと
で減になったかということをお聞きしたいと
思います。

以上です。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 35ページの保育士等処
遇改善臨時特例交付金252万3,000円の話でご
ざいますが、これにつきましてはさきの国の
コロナ克服の経済対策の中に盛り込まれてい
るものでございまして、このコロナ禍におい
て最前線で頑張っていただいている保育所、
幼稚園、こども園、あるいは学童保育関係の
方々に対する処遇改善を実施するというもの
でございまして。

そのほかに看護師とか介護士なんかもある
ようではございますが、それはうちのほうの担
当ではございませんのであれですが、この処
遇改善につきましては、うちのほうで該当す
る施設として、学童クラブが4つとそれから
保育施設が7つということで、それぞれの職
員の方々、それから事務長さんとかそれに
関わっている方も対象になるということで考
えているところでございます。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

ちょっと待ってちょっと。

○堀米清也健康福祉課長 国のほうとしましては

大体3%ぐらいの平均的な処遇改善というこ
とで、通常のベースアップあるいは手当に計
上していただいて、そういった計上したもの
に対して町のほうで補助金を出すということ
になっております。

ただ今年度については、2月、3月分のみ
ということで、国のほうでは9月までという
ことになっておりますので、4月から9月分
については来年度の当初予算に計上させてい
ただくということになっております。

3%程度ということで、平均で9,000円ぐ
らいというふうに、国のほうでは見ていると
いうことでございます。

それから、修繕につきましては、これはあ
い子育てセンターのエアコンの室外機がちよ
っと壊れたということで、それを修繕させて
いただくものでございます。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 59ページ、10款2項2
目小学校費の教育振興費、児童支援費扶助費
のことで、46万7,000円の増額となっております。
こちらにつきましては、準要保護児童
生徒等の追加認定、または該当者の増加によ
りまして、今回増額をするものであります。
（「ICT」の声あり）

申し訳ございません。同じく59ページ、10
款1項6目ICT教育推進費の中のICT支
援員業務委託料につきましては、契約による
請け差によりまして、減額というふうになっ
ております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。

先ほどの保育士さんの話ですけれども、そ
れでは河北町で対象となる人数は、ざっくり
でよろしいですけれども、何人ぐらいいらっ
しゃるのでしょうか。そのことをお聞きしま
す。

それから、子育て支援センターは分かりました。

さっきの準要保護の方の増加ということの回答でしたけれども、これはやはり現在のコロナ禍における様々な経済的な貧困とかそういうことが原因になっている場合が多いのかどうか、そこら辺の内容をちょっとお聞きします。

それから、先ほどのICT支援員の契約の内容と言われましたけれども、そうしますと、十分にこの支援のあれが子供たちにちゃんと届いているのかっていうことは、その減額された金額の中でもきちっと稼働されているかということについてはどのようにお考えでしょうか。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 対象となる職員等の人数でございますが、うちの計算させていただいているものが、あいこども園、ひなの、それからひかり、河北、ちびっこ、チャイルド、チャイルド第二ホームも含めまして102人ということで計上させていただいております。

それから、学童の部分については、4クラブ合わせて23人ということで、合わせまして125名ということで、今のところは予算計上させていただいているところでございます。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 10款2項2目扶助費のことでございますけれども、やはり議員おっしゃいますとおり、コロナ禍というのも増加の一因であるというふうに考えているところです。

あとまた、ICT支援員の業務委託料につきましては、ICT支援員の方2名を学校のほうに配置をしておりますが、週4日から5日程度、毎日のように学校のほうに行っていて、授業だったり教職員の支援のほうをいただいておりますので、十分活用させて

いただいているというふうに考えております。

○漆山光春議長 「細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） ありがとうございます。ました。

やはりその保育士さんがきちっと自分の職業に対してそう様々な対価がきちっと評価されるというのは本当にすばらしいことで、ぜひひやっていたきたいと思っております。ありがとうございます。

先ほどの扶助費ですけれども、やはりコロナ禍の経済難というのが、こういうのがあれですけれども、私は意外と都市型のそういう町で、市で行われているのかなあというのがすごくあったんですけれども、そういう波が、全体的に私たちの町にも押し寄せているという現状を、今、こういう数字からよく読み取ることができましたので、やはりきちっと子供たちが皆さん一律に教育が受けられる、生活ができる、そういう生活の安定を図るような施策っていうのは、これからも大事にしていただきたいなと思っております。分かりました。

あと、支援員の話ですけれども、例えば、よくあれが届いているっていうふうにも今のお答えでしたけれども、例えば同じように指導してもその子供によってすごく不得手の子、上手な子というのが差があると思うんですけれども、その上手でない不得手の子供たちへのこういう対策というのは、指導員の方が直接なさるということはあるんですか。お聞きします。

○漆山光春議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 先ほど回答がありましたように、ICT支援員は、先生方への指導、あとときには必要に応じて児童生徒への支援、これがあります。

もちろん先生方によっても得意不得意、児童生徒の不得意得意おありまして、状況に応じ

て対応しているところです。

○漆山光春議長 以上で、12番細矢誓子議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第5号令和3年度河北町一般会計第14回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第6号令和3年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第6号令和3年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第7号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第7号令和3年度河北町農業集落排水事業特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第8号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第8号令和3年度河北町公共下水道事業特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第9号令和3年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第9号令和3年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第10号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第10号令和3年度河北町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第27号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 議第27号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

去る2月15日、2者による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、河北町谷地甲1083番地、升川建設株式会社代表取締役社長升川修が落札し、3億1,460万円で契約するものであります。

工期は令和4年12月28日までとしております。

工事内容につきましては、河北町役場旧庁舎及び河北町コミュニティセンターの解体及び石綿除去処理を施工するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(7番、10番、11番の通告あり)

7番、10番、11番。落ちありませんか。

それでは、「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 私からは3点質疑させていただきます。主にアスベストや安全対策について3点質疑させていただきます。

1点目が、まず契約の相手方との話なんですけれども、動物園の使用方法につきまして、こちら契約相手方と検討、あるいは話合いがなされたのか、あるいは今後その話合いや検討されるのかどうか、お聞きします。

2点目が、解体工事中の注意喚起、ここは危ないですよ、近づかないくださいとかそういう注意喚起ですね。そういった注意喚起のほうは、どこが主体となって行うのか、お聞きします。

最後、3点目ですけれども、主に小学生ですけれども、子供の登下校時、いわゆる通学路なんですけれども、そういったときにももちろん安全対策、アスベスト対策というのはもちろんされると思うんですが、そういったものを考慮してなんですけれども、その通学路を変更する必要があるのかどうか。そういった検討、話合いをなされたのかどうか、あるいは今後なされる予定はあるのか。

以上、3点お聞きします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 アスベスト関係のお尋ねでありますけれども、工事につきましては、まだ契約締結した後、協議というものは実際は行っておりませんので、これからの予定といたしますか、現時点での考えというふうなことになるかと思えます。

まず、動物園の使用法といたしますか、これまでどおり見ることができるのかというふうなことだと思えますけれども、そういったことについては今申し上げたとおり話し合っておりませんが、囲いというふうなものを当然いたしますので、それによって出入り等、これまでのように出入り等ができない可能性もあるというふうなことは考えられるところであります。

2番目の地域の方への注意喚起というふうなことですが、こちらは当然河北町が発注主になりますので、そちらのほうからも行いますし、あとは工事のやり方でありまして、あとは車両の出入りというものは当然あるわけですので、そういったことを含めて事業者の方と、受注者の方とお話をしまして、近所の方、周囲の方にはお知らせしたいというふうな考えてございます。

あとは、小学生の通学路の変更というふうなことですが、今のところはそういったことは考えていないところでございます。

○漆山光春議長 「阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 注意喚起につきましては、分かりました。

ちょっと動物園とその通学路のことなんですけれども、私もちょっと専門的なことは承知していないのでお聞きしたいんですけれども、工事する際に囲いというものはもちろんすると思うんですが、それがどれくらい飛散防止されるのか。要は人体に影響がなければ

もちろんいいと思うんですが、父兄の方ですとか、子供なんか心配して、あそこなんだやとか、後から例えば病気になった際、そういった関連性が見受けられたりするとちょっと困ることになるかなと思えますので、そういった意味で、囲いをしたときの人体への影響等、それも考慮したほうがいいのかなと思うんですが、そういったのは検討、考慮されたんでしょうか。

以上です。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 工事方法、具体的にはこれから協議するというところでありますけれども、基本的には囲いをするというふうなことは考えられるわけですが、剥離作業をしているときには、そういったときにもなお囲いをしまして、風圧といたしますか、圧力を用いましてそういった粉じんが外に出ないような仕組みで工事をするというふうなことを聞いておりますので、そういったことで安全対策を十分にやっていきたいというふうなことでございます。

○漆山光春議長 「阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 分かりました。

ですが、そういったふうに、分かりやすいように町民の皆様にも注意喚起というか、広報をしていただければと思います。

以上です。

○漆山光春議長 以上で、7番阿部恭平議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 旧庁舎とコミセンと一緒に解体作業した場合に、今までだと旧庁舎の南側に駐車できるようになっていましたけれども、駐車スペースがどこまで使えなくなるのか。

それからコミセンも、コミセンの建物についているところは使えないかもしれないけれ

ども、西側とかそれから南側辺り少し離れておりますが、あの辺は駐車スペースとして使えるよう確保できるかどうか。

現状でも雪もあるということで、どんがホールなどに役場職員の車を止めるようにしていますけれども、一般利用者がなかなか利用しづらいみたいな状況もあるので、特にその辺の今後さらにこの工事と合わせて駐車場確保という点ではどういうことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

アスベストについては、今の説明で大体分かりましたので、そのことをお聞きします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 庁舎整備に関わりまして駐車場については、現在もそうですけれども、利用者の方にはちょっと不便をかけているというふうな状況にあります。

それで、対策でありますけれども、職員については、本来北側駐車場は職員の駐車場というふうになってるわけですが、現在来客用の駐車場としておりますので、周辺の公共施設のほうに駐車しているというふうなことにはなっております。

あと、そのほか都市公園の駐車場につきましても、公用車の置場所になってるわけですが、現在はなかなかできないわけがありますけれども、公用車についてもまちなか公園のほうに駐車をして、そちらのほうから出張等に行っていただくというようなこともやっております。

来年度、今年度からですけれども、解体工事が始まりまして、なお、来年度には外構工事が始まるというふうなことがございまして、駐車場の確保状況については、今年度以上にちょっと厳しいなというふうに、今のところ考えているところであります。

それに対しましては、今言ったことは当然やっていただくと、やるというふうなことと、

なおかつ職員でも事情がある方というようなことで一部駐車は認めているところもありますけれども、そういったものをなるべく我慢してもらおうというようなことも大事ななというふうに考えてございます。冬期間は除雪のほうも行いまして、なお確保するというようなことにはなりますけれども、来年度は今年度よりもちょっと厳しい、スペース的な面で厳しくなることは予想しているところであります。

あと、コミセンにつきましても、囲いの範囲、どの程度になるかちょっとまだはっきりしませんけれども、西側の駐車場、南側の駐車場ともあまり駐車台数は多くないのかなというふうに考えてございますので、その辺はこちらよりもなお厳しいのかなと。

でも、現在職員が南側に一部止めておりますけれども、そういった職員も周りの公共施設を使ってもらおうようにいたしまして、来庁者の方には不便をかけないような工夫をやってまいりたいと考えております。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） いつ頃から工事が始まる、3月の何日頃からとかというのが分かたら知りたいということと、雪が降っていないときは体育館あたりにも駐車スペース使っていましたかね。その辺のところまでの、そこから移動するのはなかなか大変なんです、そういったところまでの配慮などもしようとしているのか、お聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 本日、契約の議決をいただければすぐに事業者の方と打合せすることがございますので、そういったことを詳しく協議したいというふうに考えておりますけれども、雪の状況がございまして、そういったものが消えてからというふうなものが現実的なものといえますか、そういった予定にな

るかと思しますので、何月何日というようなことは具体的にはちょっとなかなか言えないところであります。

あとは、駐車場の件で、体育館のほうにも職員のほうが一部駐車して歩いて、そこから通勤しているというふうな状況にはありますけれども、来年度以降もそういったことは続けていくというようなことであります。

○漆山光春議長 「木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 相手があることだとは思いますが、3月のもう途中から工事は始まると。駐車場も使えなくなるところが増えるというふうに見ておいていいんですか。

最後にお聞きします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 詳しい日程につきましては、これからの受注者との協議のほうで行いたいと思います。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） それでは、質問します。

コンクリートからの選別処分についてお伺いします。

産廃処理場までの運搬ですね、あと、県内でこのアスベストを入ったコンクリートの殻の受入先等は再生利用が可能でないとすると、処分受入場は限られてくると思うんですけれども、その処分受入場の選定については確認されているのか、お伺いしたいと思います。

あと、マニフェストでの管理になると思いますが、このマニフェスト、工事完了後にマニフェストを当局としては受け入れて、それで管理するのか、それとも工事期間中においてもマニフェスト、この処分場について適正に管理されているのか、管理するのか、そこら辺、マニフェストの管理、処分場の適

正処分についてお伺いしたいと思います。

それと、工事期間中は、鉄筋の選別やコンクリート殻の選別は、現場での手作業になると思いますけれども、安全管理については十分配慮していただきたいんですけれども、そのほかに近隣に対する騒音対策についてお伺いします。騒音対策についてお伺いします。

以上です。よろしくお願ひします。

○漆山光春議長 「後藤新庁舎建設課長」

○後藤浩新庁舎建設課長 アスベストを含有しているコンクリート殻の利用でありますけれども、当然再利用はできないというふうに考えられますので、最終処分場に運んでの埋立てといった形で最終処分になるかと思ひます。処分場の選定と申しますかについては、その設計書の中で盛り込んでいるというふうなところであります。

マニフェストでありますけれども、処分ごとにそういったものは提出をいただくのかなというふうにご考えているところであります。

あとは、期間中の騒音対策というふうなことでありますけれども、作業に当たっては手作業と機械作業、当然両方あるわけでありまして、機械による破砕、破壊につきましては、低騒音型の重機というふうなものがありますので、そういったものを選定するようにお願ひしたいというふうなことを考えてございます。

○漆山光春議長 「石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

以上で、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第27号旧河北町役場庁舎及び河北町コミュニティセンター解体工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第28号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 議第28号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員奥瀬敦子氏につきましては、令和元年7月から人権擁護委員を務めていただいているところでありますけれども、2期目として引き続き3年間お願いするために推薦するものであります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。よろしく申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

お諮りします。本議案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第28号人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

○漆山光春議長 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

明日3月4日から8日までは議案調査及び

土曜日、日曜日のため休会となります。

3月9日は午前9時までにご参集願います。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後1時31分 散 会

